

労山 短期掛け捨てプラン

2012.4.1 から 2013.3.31 有効

公開山行・バスハイク・各種行事・新人加入時・救助隊派遣時など

にご利用ください。

労山 短期掛け捨てプランについて:

- 公開山行やバスハイクなどの行事開催時、また新人が加入した際のお試し山行など、基金加入者以外の者と山行をともにする際の備え、および上乘せ補償として、会員のみなさまのご要望により日本勤労者山岳連盟が損害保険会社と契約した国内旅行傷害保険を利用した制度です。
- 100円で1泊2日までのプランほか全4タイプ、期間は3泊4日まで 6泊7日まで 13泊14日までから選択可能！

事故によるケガが対象です:

- 対象となるのは、急激・外来・偶然の事故による傷害です。
- 基金同様 自宅を出発から帰宅までが対象です。
- 保険金のお支払は、国内旅行傷害保険約款によります。

手続きは簡単です:

- 名簿を作成し、掛け金をお振替いただいた後に、作成した名簿をfaxまたはメールで送付していただくことで、手続きは完了です。

ご注意:このプランは新特別基金とは異なります。損害保険会社による、国内旅行傷害保険を利用しております。(病気や天災による事故等はカバーされません。事故時は国内旅行傷害保険約款によるお支払いとなります。)

- 遭難時に備える、遭難捜索費用保険および救援者費用保険などの用意はありません。遭難時の備えが必要な方は新特別基金へご加入ください。
- 手続き完了後の案内通知を希望する方は、完了通知作成発行送料100円をあわせてお振替ください。お支払がない場合は、手続後の案内通知の作成などは行いません。ご了承ください。よろしくお願いいたします。

日本勤労者山岳連盟 <http://www.jwaf.jp/>

162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24 TEL:03-3260-6331 FAX:03-3235-4324

この制度の専用受付FAX:020-4668-4949 *注1 下参照 または専用メールアドレス:b-hoken@jwaf.jp

(注1 IP電話 コンビニFAXなどでFAXが出来ない場合は全国連盟あてFAX:03-3235-4324 ください。)

事故によるケガが対象です。

- 対象となるのは、急激・外来・偶然の事故による傷害です。
- 対象となる期間は、新特別基金同様 自宅を出発から帰宅までの間が対象です。 保険期間が限度です。また保険期間内でも自宅に帰宅後の事故は対象とはなりません。
- 手続可能できるのは：・・・労山の各委員会・県連各部・各ブロック・加盟団体の所属者です。
- 対象とすることが可能なのは：・・・労山会員 非会員どちらでも加入依頼書に記載・登録された方です。

事故発生時には： 事故の概要を申込人の名前にて、下記専用 FAX またはメールアドレス宛てにご連絡ください。

事故受付用紙を送付いたしますので、ご記入のうえ、ご返信ください。

□ FAX送付 020-4668-4949(d-fax 注1) または メール b-hoken@jwaf.jp までご連絡ください。

(*注1:この番号は、IP電話、コンビニFAXなどから利用できない場合がございます。その場合は、全国連盟FAX:03-3235-4324 までご送信下さい。)

その後の事故処理は保険会社を通じて国内旅行傷害保険約款により行われます。

国内旅行傷害保険について： 詳細は↓ 山岳タイプ&救助隊タイプは山岳とはん対応となっています。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いできない主な場合
傷	死亡保険金 日本国内において旅行行程中の偶然的事故によるケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 *すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ ●自殺、犯罪または闘争行為によるケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
	後遺障害保険金 日本国内において旅行行程中の偶然的事故によるケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 *保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●無資格運転または酒酔い運転中のケガ ●地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ●頸部症候群(いわゆる「むちうち証」)または腰痛で他覚症状のないもの
	入院保険金 日本国内において旅行行程中の偶然的事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を限度とします。また、入院保険金が支払われる期間中、別の偶然的事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●ピン克尔などの登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機機内ハングライダー、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ(補償する場合には別途 割増保険料をお支払いいただきます)など
害	手術保険金 日本国内において旅行行程中の偶然的事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。(ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。)	
	通院保険金 日本国内において旅行行程中の偶然的事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	

そのほか注意*

- 1泊2日以外の掛金は、1円単位 となりました。 ご注意下さい。
- 手続き完了後のキャンセルや、変更には応じられません。実施内容や、参加者名簿などすべてが確定後にお手続きください。
- 郵便振替用紙の控えや、FAX送信後の名簿の原本が大切な証拠となりますので、無くさないようにご注意下さい
- 1名につき最大各タイプ毎2口まで加入可能です。
- ご注意:対象となるのは、急激・外来・偶然の事故による傷害です。
 - したがって、凍傷、高山病、熱中症、雪盲、靴擦れ、などは原則的にお支払い対象外です。
 - 新特別基金とは支払条件が異なります。
 - 他覚症状のないケガ(腰痛など)はお支払いできません。

●公開山行・ハイキングタイプ__山岳登はん¹(下参照)及びその類似行為には対応しておりません。

- 山岳とはん及びその類似行為中の事故は 対象外となります。

タイプ コード	保険金額			1泊2日 まで掛け金	3泊4日 まで掛け金	6泊7日 まで掛け金	13泊14日 まで掛け金
	死亡・後遺障害 保険金額*	入院保険金日額 /1日あたり	通院保険金日額 /1日あたり)				
100	200万円*	1900円	950円*	¥100-	¥122-	¥143-	¥201-
H	450万円*	3600円*	1800円*	¥200-	¥243-	¥284-	¥401-

*印は従来より補償が大きくなったものです。

●山岳タイプ__所定の割増を含み__山岳登はん中も対応するようにしたタイプです。

- 国内山岳活動のほぼ全てが対象となります。新人等が、会山行に特別に参加する場合に、利用ください。

タイプ コード	保険金額 山岳とはんも対象			1泊2日 まで掛け金	3泊4日 まで掛け金	6泊7日 まで掛け金	13泊14日 まで掛け金
	死亡・後遺障害 保険金額*	入院保険金日額 /1日あたり	通院保険金日額 /1日あたり)				
S	265万円*	2400円	1200円	¥1000-	¥1028-	¥1054-	¥1565-
R	1001.5万円	5000円	2000円	¥2500-	¥2565-	¥2630-	¥3905-

*Rは救助隊隊員タイプ__遭難事故に対して出動する救助隊員等の方が一に備えるタイプとして設定されましたが、救助隊員以外の方の加入も可能です。

- 完了通知作成発行送料: ¥100- 希望する方のみ掛け金にプラスしてお支払ください。

手続き方法: 振替手数料はご負担くださるようよろしくお願いいたします。

- ① 加入依頼書(独自名簿でも可)に必要な事項を記入し、掛け金(および希望する場合完了通知作成発行料)を計算する
- ② 掛け金の合計を振替える 郵便振替口座 00100-5-592378「労山賠償保険センター」
- ③ 払込日を記入、完成した加入依頼書をFAX送付 専用 FAX:020-4668-4949 または専用メール b-hoken@jwaf.jp *注2 (添付ファイルにて、CSV またはエクセル形式にて)名簿については独自作成されたものでも内容が満たされていれば受付可能です。
- ④ 専用郵便振替用紙の用意はありません。

右は郵便局備付の振替用紙への記入例

口座番号等全てご自分で記入します

- 加入依頼書の通知者の名前でお振替(依頼人欄)下さい
- 行事主催者タイプ・個人賠償プランなどの混同を避けるため、必ず、「短期プラン」と明記下さい。
- 団体名 団体番号 講習会・行事名 対象人数 などをご記入ください。
- 手続き完了後の案内通知を希望する方は、完了通知作成発行送料 100円をあわせてお振替ください。>お支払がない場合完了案内通知は行いません

00		払込取扱票	
口座番号		金額	
001005		592378	
加入者名		料金	特殊取扱
* 各票の※印増はご依頼人において記載してください。		* 切り取らないで郵便局にお出しください。	
* 短期プラン払込		* 記入例SAMPLE-	
* 加盟団体番号:****		* 団体名:****山の会(例)	
* 講習会・行事名:***山行		* **名分	
* 完了通知 不要			
* 東京都*****		* 受付局日附印	
* 鈴木*** (すずき****) 03-****-****			
* (電話番号)			
裏面の注意事項をお読みください。(郵政事務) 此れより下部には何も記入しないでください。			

*注1 「山岳とはん」とは、ピッケル・アイゼン・ザイル等の登山道具を利用したの登山をいいます。

6泊7日まで または 13泊14日までの場合、死亡後遺障害保険金額が本票と異なる場合があります。(若干大きくなります)

*注2 この番号には IP 電話回線 コンビニなどから FAX が送れない場合があります。全国連盟あて FAX: 03-3235-4324

労山 短期保険プラン 加入依頼書

申込日: 年 月 日

団体番号: (ご注意: 加盟団体以外は申込できません)

団体名: 通知者(=払込人):

- 〒: -
- 住所:
- TEL: FAX: 携帯:
- E-mail: @ (fax, 携帯 e-mail はある方のみご記入ください)
- 講習会・行事名: 行き先:
- 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 : 1泊2日・3泊4日・6泊7日・13泊14日まで: ○で選択
- お振替金額合計: ¥
- 振替手数料はご負担下さい ● 必ず振替後(払込日を記入後)FAX送信ください ● 本紙をコピーしたのもでも受付可能です。他に参加者名簿がある場合は、本紙を表紙として利用し詳細は別途作成の名簿を添付いただいても結構です

1	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
2	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
3	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
4	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
5	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
6	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
7	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
8	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
9	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金
10	氏名	生年月日: 年 月 日	年齢; 歳	タイプコード:	掛け金

1名2口まで加入可能>その場合タイプコード欄にx2と記入下さい。
➤ 別途作成名簿の場合はタイプや期間がわかるよう作成ください。

お願い と ご注意;

- 郵便振替口座 00100-5-592378「労山賠償保険センター」
- 郵便振替後(=払込日を記入後)、本紙を送付下さい。
- 名簿の到着と掛け金の振替で手続きは完了です。キャンセル、変更には応じられません。必ず実施内容確定後に手続下さい

本紙FAX送付先: 020-4668-4949 またはe-mail: b-hoken@jwaf.jp
(*注 IP 電話 コンビニFAXなどでFAX送信出来ない場合は全国連盟
あてFAX:03-3235-4324 ください。)

本ページ掛け金合計: ¥ _____
ペーシ: /

今回申込掛け金合計: ¥ _____
手続完了通知発行送付希望>
> なし・あり(+¥100)>ありの場合掛け金に
¥100をプラス下さい

お振替金額合計: ¥ _____
払込日: 年 月 日

全国連盟; 受信後: 転送確認 ファイル